

第1回男女共同参画審議会での意見と対応案

意見	課題等	対応案
相談支援員の正規職員配置	スキルアップ、モチベーションの維持に課題がある。また、資格のある方の採用も必要ではないか。 ノウハウや知識の伝達が重要で、任期のある職員では困難ではないか。	<p>計画案 P20「3 施策の内容」 No. 56「安全・安心な相談窓口の体制整備」、No. 59「相談従事者の研修の充実」において、スキルアップを図っています。</p> <p>会計年度任用職員のため、5年間の勤務後に公募を行うルールになっていますが、再応募も可能で長期に経験を積むことができます。3名の相談支援員の間でノウハウ等の蓄積及び伝達を着実に進めています。民間支援団体と補い合うことで、資格については現状では必ずしも必要とは考えておりませんが、新たに採用の際には検討の必要があると考えます。</p> <p>報酬等については処遇改善に努めておりますが、相談支援員の正規職員化については人事当局との調整を進めていきます。</p>
ステップハウスなど、支援を受けられることの周知	被害者本人だけでなく、それに関わる人たちがそれを知っていることで、相談を勧めることができる。起業経営者なども含めて広く周知をお願いしたい。	<p>計画案 P20「3 施策の内容」 No. 55「情報発信の強化」において、社会全体への意識啓発に加えて、支援内容についての効果的な周知方法を検討します。</p>
SNSによる各相談窓口の周知	ウィル以外にも市内に相談できる窓口があり、SNS等により連携して周知できるのでは。全体での認知度向上も必要。	<p>計画案 P20「3 施策の内容」 No. 55において「情報発信の強化」にSNSによる情報発信を記載しています。具体的な手法は検討の余地がありますが、いただいたご意見の内容も含めて効果的な手法で実施したいと考えています。</p>
困難を引き起こす側（加害者）に対して、防ぐための対策	被害を受けた方の支援と合わせて、発生させない取組みの検討も必要。	<p>成育歴や家族関係のほか社会構造的な問題などの影響を受ける場合も多く、非常に根深い問題です。</p> <p>従前の計画（事業No. 6）に加え、計画案 P20「3 施策の内容」 No. 52の「DV防止の意識啓発の推進と相談窓口の周知」における啓発活動の一つとして、小中学生などの段階から、男女双方の人権を尊重することや自分を大切にすることを繰り返し伝えるとともに、主に高校生を対象としたデートDV防止講座等で「DVとはなにか」「相手に与える影響」等を知ってもらうなど、地道に行っていくことが必要であると考えています。</p>

第2回男女共同参画審議会への事前質問等

・No. 52 については、DV を起こさせないようにするための教育や情報発信を皆さんが求めていたのだと考えます。これに対して、計画案が抽象的に過ぎるというご意見だったと思います。中でも、自尊感情の育成と並んで、加害側への働きかけに物足りなさが感じられます。これまで普通とされてきたような振る舞いの多くが実はDV と見なされても仕方のないものであった、ということを加害側にどう伝えていくかの対策が必要だと考えます。

・No. 55 でも、有効な情報発信の方法にもっと突っ込んだ言及があってもよかった、とのご意見が寄せられたと考えるべきでしょう。計画自体は、対策の方向性を示すものですので、個々の手法の詳細を書く場所ではないということも事実ですが、何かこれまでにない新しい手法や対策のヒントなどを提示すべきでしょう。少なくとも、会議の場では、今お考えの新しい方法や対策の事例を示されると、説得力があらうかと思います。

・No. 56、No. 59 では、やはりそれなりの専門性と経験を持ったかたを正規職員として配置する必要性を明記できないでしょうか。最近クローズアップされているのが、大学任期付き講師の雇止め問題です。大学教員のような専門性を重視される職種でさえ、正規職への転換がむつかしいという、現行法の不十分点があります。雇止め問題が相談支援員の採用についても発生するのではないかという懸念を、どうにかして払拭していただきたいと考えます。

若い年代（20代以下）では、相談をする手段としてスマホを最初に活用して、情報を得たり、つながりを構築している。自分にとって信頼がおける相手か、解決できるかを判断している。

直接、相談センターに出向いて相談をする段階まで至るには時間や交流を重ねなくてはなりません。については、ICTを活用した困難女性と繋がる仕組みを作ったらどうでしょうか。